

住宅用火災警報器を設置しましょう!

消防法及び市町村火災予防条例により、平成23年6月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられます。

火災の発生を早期に見することで、あなたや家族の命が救われます。



災害により被災されたら・・・
市では、災害により被災された方の生活が早く復興できるよう、以下の支援制度を設け相談に応じております。

制度等	相談内容	問い合わせ
災害見舞金制度	うるま市在住の方で、災害などにより死亡または治療期間が30日以上の方、家屋の全焼・全壊、半焼・半壊及び床上浸水の被害に遭われた方を対象に災害見舞金を支給しています。	市民生活課 ☎973-5487
資産税の相談	災害により被害を受けた固定資産(土地・家屋・償却)に係る税の減免について相談を行っております。	資産税課 ☎973-5394
市県民税の相談	災害により被災された方を対象に市県民税の相談を行っております。	市民税課 ☎973-5382
納税の相談	災害により被災された方を対象に納税相談を行っております。	納税課 ☎973-1099
国民健康保険税の相談	国民健康保険に加入されている方で、災害により被災された方を対象に国民健康保険税の相談を行っております。	国民健康保険課 ☎973-3202
介護保険料の相談	介護保険に加入されている方で、災害により被災された方を対象に介護保険料の相談を行っております。	介護長寿課 ☎973-3208
生活保護の相談	災害により被災され、最低限度の生活水準を維持することが困難になられた方に対して、生活保護の相談を行っております。	生活福祉課 ☎973-4982
建築確認申請手数料の相談	災害により滅失又は破損した住宅をその災害発生の日から6か月以内に建築又は大規模修繕をする場合、建築確認申請手数料の相談を行っております。	建築指導課 ☎965-5601
り災証明書の発行	災害により家屋等が被災した方に、「り災証明」の発行を行っております。「り災証明」は、災害見舞金や損害保険などの申請に必要な場合があります。被災者からの申請により、市や消防が被災した建物等を調査し「り災証明」を発行いたします。	●火災・家屋の浸水被害 消防本部 予防課 ☎965-2122 ●地震・その他の自然災害 市役所総務課 ☎973-0606

不発弾について

不発弾とは・・・

不発弾とは、戦争などで使用された爆弾、その他ロケット弾や手榴弾、地雷などで、地上などに落下したが発火せず不発となったものです。このような不発弾は、起爆装置(信管)の安全機構が外されており、何らかの衝撃で発火装置が起動しうる状態にあることが予想されるので非常に危険です。
不発弾を発見したら、触らずに最寄りの警察署・交番または海上保安署まで届出てください。

陸上での発見 最寄りの警察署・交番

うるま警察署 / 生活安全課 ☎973-0110
石川警察署 / 生活安全課 ☎964-4110

海中での発見

中城海上保安署 / ☎938-7118